

平成 26 年 1 月 28 日

契約における実質的な競争性の確保に関する調査 — 役務契約を中心として — 〈調査結果に基づく勧告〉

総務省では、国が締結する契約における実質的な競争性の確保、共同調達等の推進等を図る観点から、役務契約を中心として、各府省の本府省、地方支分部局等における契約の実施状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

【本件連絡先】

総務省行政評価局 内閣、規制改革等担当室

担 当：楠本、森川、萬谷、林

電 話：03-5253-5440（直通）

F A X：03-5253-5436

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html

契約における実質的な競争性の確保に関する調査 結果に基づく勧告 - 役務契約を中心として - (概要)

〔 勧告日：平成26年1月28日 勧告先：全府省(18府省) 〕

関連する近年の取組

- 財務大臣 → 各府省：国の公共調達に関し、入札及び契約の適正化等について通知
(平成18年8月)
- 各府省：毎年度「調達改善計画」を策定・公表(競争性の確保、共同調達の推進等)

- 抽出会計機関数：18府省251会計機関
- 抽出契約案件数：約7,000件
- 調査担当部局：行政評価局、管区行政評価局等(8)、
行政評価事務所(9)

公共調達の適正化の一層の推進

《主な勧告事項》

実質的な競争性の確保等

- 応札条件の見直し
- 事務手続の適切な実施
- 予定価格の適切な設定

チェック機能の一層の充実等

- 第三者機関の運営方法等の改善
- 内部監査の実効性の向上

効率的な共同調達等の実施

- 事後の検証
- 地方支分部局等における積極的な推進

① 契約における実質的な競争性の確保等

主な勧告

応札条件の見直し

○ 官公庁等からの受注実績があることに限定(11府省58事例)

⇒ 民間において実績があっても参加できない

- ・ 庁舎清掃業務について、「国、地方公共団体等において清掃業務の実績があること」との応札条件を設定して一般競争入札を実施〔北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所(国土交通省)〕

報告書 P26、31

事務手続の適切な実施

○ 開札日から履行開始までの期間が不十分(8府省9事例)

⇒ 新たに入札に参加しようとしても準備期間が不足

- ・ ネットワークシステムの運用支援業務について、開札日から履行開始までの期間が4日間〔中国四国防衛局(防衛省)〕(※ 調査途上において改善済み)

○ 提案書の審査等に担当課以外の参加なし(5府省6事例)

⇒ 官房会計課の職員等が加わらず、審査等の公正性に疑念のおそれ

- ・ 調査研究業務について、一般競争入札(総合評価落札方式)を実施しているが、調達要求を行った部署の職員のみで審査等を実施〔金融庁〕

報告書 P28、74、78

予定価格の適切な設定

○ 取引価格の実態を考慮することなく予定価格を設定(7府省40事例)

⇒ 実勢価格よりも高い価格で契約することになるおそれ

- ・ 廃棄物処理業務の予定価格について、過去の同一業務の調達実績を考慮せず設定した結果、全応札者の入札金額と比較して著しく高額〔広島合同庁舎〕

報告書 P79、82

【その他の調査結果】

- ・ 複写機の保守業務について、契約書等に一括再委託の禁止に係る記載なし(実際に一括再委託を実施)〔中国四国厚生局(厚生労働省)〕

報告書 P126、130

② 効率的・効果的な共同調達等の実施

主な勧告

事後の検証

○ 事後の検証の取組が不十分(1事例)

- ・ 事務用消耗品の購入に係る共同調達で、一部特定の製品を指定〔中央合同庁舎2・3号館〕
⇨ 他の共同調達案件では、製品の指定をせず、仕様を示すことにより対応した結果、30%程度割安な単価で調達

報告書 P153、164～166

地方支分部局等における積極的な推進

○ 地方支分部局等における取組の推進の余地(11事例)

- ・ 合同庁舎清掃業務について、共用部分は管理官署が一括して一般競争契約しているが、専用部分は各官署が個別に契約〔那覇第一地方合同庁舎〕
⇨ 近隣合同庁舎では、共用部分及び専用部分を一括して一般競争契約を実施

報告書 P154、215、216

③ 契約に係る点検機能の一層の充実等

主な勧告

第三者機関の運営方法等の改善

○ 第三者機関による契約監視の仕組みがない又は一部案件が監視対象外

〔消費者庁、復興庁、国土交通省、環境省〕

報告書 P229、234、235

内部監査の実効性の向上

○ 内部監査の実効性の確保が不十分(22事例)

- ・ 内部監査において、不適切な分割発注による少額随意契約の改善について指摘されたにもかかわらず、翌年度も指摘内容が未改善〔農林水産省〕

報告書 P241、242、247～249